

下記の通り、2014年6月4日付で、労働組合に期間雇用社員から(新)一般職への登用要件が提示されています。

【郵政グループ全社共通内容】

## 期間雇用社員等から正社員((新)一般職)への登用にかかる応募要件について

今年度における期間雇用社員等から正社員((新)一般職)への登用にかかる応募要件については、以下のとおりとする。

なお、選考方法、選考スケジュール等詳細については、確定次第、別途、情報提供を行うこととする。

### 1 応募要件

下記の共通事項及び社員区分ごとの要件を満たすこと。

#### (1) 共通要件

- ア 過去6か月の間に懲戒を受けていない又は受ける見込みがないこと
- イ 採用年数(2015年度)に正社員の定年に達しないこと
- ウ 勸奨による退職をした者でないこと

#### (2) 月給制契約社員

- ア 月給制契約社員として勤続していること
- イ 2013年度の月給制契約社員としての人事評価が「良好」であること

#### (3) 時給制契約社員

- ア 時給制契約社員として勤続していること
- イ 直近の人事評価において、基礎評価が全て「できている」であること
- ウ 連続する契約期間において、直近の人事評価まで連続2回以上「スキルA習熟有り」であること
- エ 週所定労働時間が30時間以上であること  
ただし、エに関し、現在の週所定労働時間20時間以上30時間未満の者であっても、過去5年以内に所定労働時間が30時間以上の期間があった者については、要件を満たすものとする。

#### (4) 短時間社員

- ア 短時間社員として勤続していること

### 2 選考スケジュール(予定)

2014年7月初旬に応募を行い、選考を踏まえ、合格者を2015年4月に採用する。